

號外

支那海關員採用試験委員來朝

一八五八の天津條約に依り支那政府は同國海關に外國人を僱用することとなり、爾來支那海關は其の構成上一の國際官廳たるの觀を呈し、英國人總稅務司の下に外國人海關員支那人と相伍して職務に従事し居り、日本人海關員の數は昨年二一八人であるが、一般外國人數一、二六三人に比し甚少き處、之を日支の密接重大なる經濟關係殊に日本の對支貿易に鑑み、外務省側は從來銳意支那海關僱用の邦人吏員増加に努むる所があり、又總稅務司に於ても之に同情し、今般在支芳澤公使に對し本年九月末東京に於て本邦人海關員採用試験を行ふべく、試験委員としてホランド、岸本兩稅務司を東京に派遣すべき旨及願書受附期日を八月十五日とする旨申出があつた。

今回試験施行の成績如何は日本青年の實力を示すことなるのみならず、將來日本人の海關採用に重大なる影響を及ぼす次第である。

支那海關員の俸給は左の通りである。

四等 幫辦	後班	月俸一七五海關兩
同	前班	同 二〇〇 同
三等 幫辦	後班	同 二五〇 同

同	前班	同 三〇〇 同
二等 幫辦	後班	同 三五〇 同
同	前班	同 四〇〇 同
一等 幫辦	後班	同 四五〇 同
同	前班	同 五〇〇 同
超等 幫辦	後班	同 五五〇 同
同	前班	同 六〇〇 同
副稅務司	同	同 七〇〇 同
稅務司	同	九〇〇—一、二五〇 同

(註)一、海關兩は爲替相場に依り變動あるも平均一圓五十錢乃至一圓
試験合格者は四等幫辦後班に任命せられ品行職務能力支那語研究等満足なるときは、在勤六ヶ月にして四等幫辦前班に昇進する、其後超等幫辦迄は概ね缺員ある毎に古參順に任命せられるが、稅務司及副稅務司は選拔に依り夫々副稅務司及上級幫辦中より任命せられる。

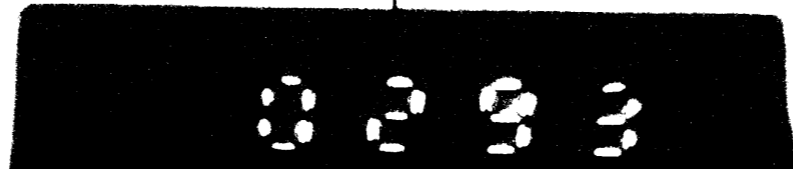
志願者滿十九歳より滿二十八歳迄未婚者なるを要するは八月十五日迄に直接 A. H. F. Edwards,

Offending Inspector General Ad interim of the Chinese Maritime Customs, Peking 宛

(イ) 自筆英文の願書(年齢學歷徵兵關係の有無健康狀態等を記すこと)及

(ロ) 出來得れば學校長の推薦狀、成績表を提出すること

(註) 右書類第二通外務省亞細亞局第一課宛送附のこと
海關側に於ては右願書等受理後受験資格の有無を考査し、其の結果を志願者宛通知することとなつて居り、斯くて受験資格者のみに付て試験を行ふのである。
試験は學術試験と體格検査とに分れ、學術試験には英語を決定的要素とすることであるが、海關内部の日常用語たる關係上其の程度は相當高い。
體格検査に於ては跛者、吃者、視覺に甚しき障害ある者は採用せられない。
因に採用人員は目下の所不明である。



大正十五年八月十日
大正十五年八月二十五日
每月二回・十日・二十五日
日印刷給本
發行

國際時報

第壹卷
第八號

外務省情報部

REEL No. 調-0085

0284